

第10回 自治基本条例検討市民委員会 会議概要

日 時：平成19年2月21日(水)

午後1時30分～4時00分

場 所：本館6階 講堂

出席者： 【委員】50音順

	五十嵐 寛	公募委員
	五十嵐由利子	新潟大学副学長(教育人間科学部教授)
	岩橋 茂夫	公募委員
	上杉 国武	公募委員
	海藤 惣一郎	8区自治協議会準備会副会長(西蒲区)
	河村 勲	公募委員
	香田 和夫	公募委員
	武内 裕子	公募委員
	寺山 和雄	公募委員
	中原 ハルミ	2区自治協議会準備会委員(東区)
会長	原 敏明	新潟総合学園 事業創造大学院大学研究科長
	樋口 玲子	公募委員
	藤田 正	公募委員
	松下 久美子	公募委員

【オブザーバー】

	塩田 諄	地域自治委員会副会長
--	------	------------

【事務局】

	西 和男	政策推進室長
	中澤 晃一	政策推進担当課長
	寺田 稔	政策推進員
	井崎 規之	政策推進員

1 次 第

(1) 開 会

(2) 議 事

中間報告書のとりまとめ

(3) 閉 会

2 議事内容

(1) 市民意見聴取の実施について

寺田政策推進員

本委員会における市民意見聴取の実施についてご説明させていただきます。

今回の意見聴取は、パブリックインボルメントに位置づけられるものであるが、手続き等に関しては市で規定している「パブリックコメント手続きに関する指針」に基づき実施させていただく。

意見募集期間は2月23日から3月12日までで、「市報にいがた」には25日号に掲載する予定である。ご意見をいただいた後、当該意見の反映について本委員会での審議を要するため、募集期間は若干短いものとなっている。

香田委員

市民に広く知ってもらえるよう、報道機関への提供は効果的に行っていただきたい。

寺田政策推進員

意見聴取を実施することを報道機関へも発信したいと思うが、こういった場合、その内容まで記事として掲載される事例は少ないものとなっている。

香田委員

効果的なPRを目指し、報道機関対策としてタイトルを柔らかくし、内容をポイントとして提示するなど工夫を行っていただきたい。

(2) 中間報告書のとりまとめについて

寺田政策推進員

～資料(仮称)新潟市自治基本条例素案中間報告書(案)について説明～

《前文について》

寺田政策推進員

先回の会議において、前文については、市民の皆様のご意見をいただいた後、検討を行うこととしている。検討結果の形としては、本委員会で一つの文章としてまとめていただいても良いし、盛り込むべき項目として列記していただく方法でも良いと思う。

原会長

それでは、中間報告書として公表するにあたり各委員からご意見があればいただきたい。

武内委員

「美しい都市景観」という言葉に違和感を覚える。都市という文言を削除し、「美しい景観」で良いのではないか。こちらの表現の方が、田園と都市を素直にイメージできると思う。

藤田委員

「高次の都市機能」という表現はおかしいと感ずる。実際は交通難を抱えており、目指すという言葉で結ぶのであれば納得できる。

松下委員

現状を説明するのではなく、理念として言うのであれば良いのではないか。

中原委員

「四季の恵み」という表現は、自然特性を記した上の段落の方が適当と思う。

原会長

新潟市は、全く「高次の都市機能」が無いという訳でもないので、表現して盛り込んでも良いだろう。

寺山委員

本市の成り立ちなど時代的背景といったものを加えられないか。

表現が多少きつくなっても良いので、情勢の変化がめまぐるしい中、現在の4年という信託が無理をきたしており、そのため主権者である市民が市政に参画し信託を補完する必要があるということを規定すべきである。

原会長

もっと、「新たな市民自治」という具体を示す必要があるろう。

上杉委員

自然環境だけでなく、産業として農業という特性、特長を盛り込むべきである。本市の高い食料自給率は自立した自治体として重要なポイントであろう。危機時に際しては特に重要となる。

松下委員

新潟市は広域合併を経て4月1日に政令市へ移行する。政令市という重要な立場を、例えば、県や国との関わりにおいて規定してはいかがか。

寺田政策推進員

前文とは、本条例が軟性条例であり改正を行うにしても、これを改正するということは考えにくい性質のものである。時代的な事象を盛り込むと、数年後には陳腐化してしまう恐れがある。憲法についても同様で、本文の全面改正を見据えた際に初めて前文の改正という考えが生じる。

松下委員

政令市移行という事実は変わらないだろう。大事なエポックだと考える。

香田委員

「市のまちづくりの基本的方向」において、「分権型政令市の理念に根ざした」という表現があるが、これでは言い尽くされないか。

寺田政策推進員

分権型政令市という表現は市の理念として掲げているものである。政令市移行の事象を規定するというのであれば別に検討が必要であろう。

中澤政策推進担当課長

分権型政令市という言葉は、本文においても第4章として区における住民自治を規定するなど、重要な事項と捉え前文においても表現させていただいているものである。

寺山委員

川崎市の条例の前文、特に中段あたりを参考としてはいかがか。

中原委員

読んだときに、新たな市民自治とは何かということがもっと分かるように表現することが必要であろう。

樋口委員

上杉委員のご発言に関連し、田園型政令市ということを鑑みれば、食についても盛り込んで良いのではないか。食の宝庫という特性を加えたい。

原会長

「食」を規定することとすれば、他にも個別の事柄に波及しないだろうか。例えば「花」は規定しなくて良いかといった問題が生じる。あくまで自治に関して必要なことを規定するのが良いだろう。

五十嵐寛委員

前文は本文の解釈基準として必要なことを、今まで本文において審議してきた結果を規定すべきであろう。今、個々のことを論じていても議論が進まないだろう。

樋口委員

条例の内容はどうしても他の自治体と重複してしまう。前文を読んだときに初めてその都市の姿を感じることができる。

五十嵐（由）委員

皆さんのご意見はいずれも大変貴重なものであり、新総合計画に関わるような事項であると思う。

前文は、市民の皆さんからご意見をいただいた後、再度検討するのであるから、ここでは五十嵐委員のご指摘のとおり、解釈基準として最低限必要なことをまとめ、後にまた検討してはいかがか。

原会長

本条例は、自治の基本を定めるものである。農業の他にもそれぞれの産業の政策など、言い出したらきりがなくなってしまう。

武内委員

会長のご意見に賛同する。また、食については「四季の恵み」ということである程度表現できているのではないか。

原会長

基本として、自治に関連が深いものについてのみを規定することとし、一旦、事務局にお任せすることとしたい。

寺田政策推進員

前文については、今ほどのご意見を踏まえつつ、加えられるものについてはできるだけ反映を行なって、本委員会中間報告として市民の方々へお示ししたいと思う。

《第2章第3節 市長等 市民満足度の向上について》

寺田政策推進員

市長等の役割及び責務の第4項における「市民満足度の向上」について、本委員会においては、記載すべきとする意見と記載すべきでないとする意見の双方があり、両論併記となっている。

「市民満足度の向上」と規定することで、市民総体の満足度の向上であることが正しく市民に伝えられるのであればこのまま文言を残したいと思う。再度ご検討いただきたい。

原会長

各委員からご意見をいただきたい。

藤田委員

個々の市民満足度と全体の市民満足度の違いが判別できないと思う。また、市民満足度を測ることはできるのか。削除して良いと考える。

五十嵐（由）委員

市民満足度を把握する手法の一つとして市民満足度調査が想定される。今年度も市民満足度調査を実施したところであるが、同結果をより政策へ反映させるため、市事務局及び行政経営委員会においても調査方法を改善すべきとの議論もある。

市民満足度調査に対する考え方や調査のあり方を検討すべきであって、本条例において

は「市民満足度」という文言を残した方が良いのではないかと。

武内委員

五十嵐（由）委員と同様に残した方が良いと考える。何故ならば、誰から見て公平かつ効率的であるのか、「市民満足度」という言葉があることによって理解できる。

藤田委員

市民満足度調査はその結果について何か根拠があるものなのか。その数字をもって市政の前進を客観的に測ることのできるものと言うことができるのか。

西政策推進室長

現在の市民満足度調査は、市民に対し大きな施策単位でその満足度をお聴きし、その結果をもって市政の改善を進めていくものである。

委員等のご指摘にもあるように、満足度調査のやり方やあり方については、今後検討していく必要があると考えているが、本規定においては市長等の責務を究極的に表すものとして「市民満足度」という言葉を用いている。

寺田政策推進員

補足説明であるが、満足度調査は今回で2回目のものであり、評価結果自体を相対評価と捉えるか絶対評価と捉えるか考え方が分かれるが、一般的には前回結果と比べてどれだけ変化したかを捉える相対評価が通常であろう。そのためには、今後も調査を継続していく必要があると考えている。

塩田地域自治委員会副会長

市民満足度を規定することとした検討の経過を説明させていただくと、この文言は、前段で定める「最小の経費で最大の効果」や、同項で定める「効率的かつ効果的な」といった表現を受けて、それが何のためであるか目的を明示するために地域自治委員会の検討において加えた文言である。

原会長

民間では、当然に顧客満足度を重視し、その言葉を使用している。

藤田委員

今後、満足度調査のあり方について、単に数字だけを追い求めるのではなく、市民の不満や制度自体が分からないといった市民全体の意見が反映される仕組みを要望したい。

岩橋委員

行政評価も改善されていく。こういった点でも、今後は偏った市民による評価ではなく、全体の市民の評価を表すものとなるのではないかと。

松下委員

市長も職員に向けて「パブリックサーバント」という言葉で説明を行っている。その考え方を踏まえれば必要な文言なのではないかと。

原会長

それでは、残すべきとの意見が多数のようなので、「市民満足度の向上」を明示し本条項に規定することとする。

《見直し規定について》

寺田政策推進員

見直し規定についても、本委員会の検討の中で、当初5年として定めるべきとのご意見

と、規定すべきでないとするご意見の両論併記となっていた。議論の流れとしては、検証の意義があるので規定しても構わないといったご意見もあったが、この点について各委員より再度ご審議をいただきたい。

原会長

本日の審議によって、規定することに皆異論が無いようだ。見直しは必ずしも条文の改正を意味するものではなく、本条例の運用状況について検証する意義があることから、本条例に盛り込むこととする。

《解説等，参考資料について》

原会長

素案の確認を終えたので、参考資料として市民にお示しする解説についてご意見をいただきたい。

藤田委員

個別意見が記載されていない。個別意見は市民の理解を助ける上でも必要なものと思うので是非掲載いただきたい。

また、補完性の原理は、事務局としての考え方であり、本委員会において討議し承認された考え方ではないのではないかと。削除すべきである。

寺田政策推進員

この度の市民意見聴取は、あくまで素案に対しご意見をいただくものなので、素案に示されていない個別の考え方を示すことは、かえって市民に複雑となる恐れがある。今回は、解説には個別意見は載せずに、条文について必要な事項を説明するにとどめ、最終答申案の段階で個別意見を加えることとしたい。

寺山委員

補完性の原理は非常に大事なことと考える。本委員会の検討においても、この考え方を基本として議論を進めてきたと認識している。

原会長

イメージ図についても本委員会における初回の事務局説明でも提示されたものである。

武内委員

第4章区における住民自治の検討の際にも提示された考え方である。

五十嵐寛委員

自治を考えると、これを根底として議論してきたと認識している。

藤田委員

補完性の原理は、運用を誤れば、例えば保育園の民営化など行政から市民への押し付けに繋がっていく恐れがある。

河村委員

補完性の原理という言葉は、自治基本条例を検討するに当たって初めて聞いた言葉であるが、理解することができた。あった方が市民にとっても分かりやすいと思う。

香田委員

藤田委員ご指摘の意図も理解できる。補完性の原理という考え方自体は素晴らしいが、理解や運用を誤ると行政の責任逃れに繋がる。実際にNPO活動を通じて、本来は行政がやるべき範囲であるにも関わらず、行政がNPOに押し付けようとしていると感じられ

るケースもある。運用面で注意が必要であるが、将来を見据えたときには、加えておくべき考え方であると思う。

岩橋委員

香田委員のご意見に賛同する。

補完性の原理をつきつめていくと行政と住民の協働にいきつくと考える。その際には、癒着的な協働に陥らないこと、両者が共に依存し合わないこと、下請け的な関係にならないことが必要なのではないだろうか。

中原委員

今までの市政運営と異なる部分がこの補完性の原理である。この考え方にに基づき、運用が誤っている場合は、誤っているということをしっかりと声を出して指摘していくべきであろう。

原会長

このイメージ図もあった方が市民にとって分かりやすいと考えるがいかがか。

武内委員

図示することには賛成である。ただし、図の注釈の文章として、「個人でできないときは、地域などがサポートする」という説明はおかしいであろう。そもそも地域で取り組むべき、解決すべき課題があるだろう。

また、「行政が問題解決に乗り出す」という表現は不遜に感じる。各自に主体がある文章に修正すべきではないか。

五十嵐（由）委員

行政のみで取り組む課題もあるであろうし、地域と協働して取り組む課題もあるだろう。むしろ、注釈の文章が不要と考える。図の方が協働をよりの確にイメージできるのではないか。

松下委員

図は、記載されていない行間を読むことができるので視覚的に優れている点もあるが、文章の方が理解しやすい方もいるので文章は文章が必要であろう。

五十嵐寛委員

注釈に記載されている文章を整理し、分かりやすく簡易にまとめる必要があるだろう。

原会長

そのように扱うこととして事務局に修正を求めたい。

寺山委員

本委員会の検討について意見をいただくのであれば別であるが、本委員会の検討した結果である素案について意見を聴くのであるから、原案と本委員会素案を対比させた表は不要なのではないか。資料が膨大となり、かえって市民にとって分かりにくいのではないか。

藤田委員

検討の経過を示す意味で必要と考える。ただし、資料中に個別意見を記載することが必要であろう。

河村委員

経過説明という意味で、原案との対比表があっても良いと考える。

中原委員

我々はこれを基に検討を進めてきたのであるから、検討の経過を全て明らかにするとい

う意味で原案を示す必要がある。

また、これまでの検討における全ての個別意見をこの段階で提示するという事は、量も多大であり市民の理解を助けることに繋がるものであろうか。

岩橋委員

事務局に確認であるが、原案とは地域自治委員会の案と理解して良いか。

樋口委員

岩橋委員のご質問に関連し、地域自治委員会で議論を重ね作成した案であることを示す必要があるのではないか。

中澤政策推進担当課長

報告書（案）の冒頭にもお示ししたとおり、正しくは、地域自治委員会のご意見を踏まえた市の原案である。

塩田地域自治委員会副会長

本委員会において検討を行ったものであるが、最終的には市の戦略本部会議等の検討を経たものであり、正確に言うならば、地域自治委員会の意見を踏まえた原案との扱いが適当である。

寺山委員

個別意見を提示するにしても、分量が多くてはかえって市民にとってわかりにくいと感じる。わかりやすく、要点を示すことが必要であろう。

原会長

原案の表記については、策定日時を示すなど言葉を補うことを事務局において検討して欲しい。

また、個別意見や少数意見の取り扱いについて各委員からご意見をいただきたい。

香田委員

これまでの検討を振り返って、少数意見であっても素案には反映されないものの大変貴重なご意見もあったと思う。これらを提示することによって生じる弊害と、提示しないことで市民が受ける不利益等を比較考量すれば、提示した方が良いと考える。

寺田政策推進員

ご意見は貴重であったと思うが、現段階においては個別意見の取り扱いについて議論していない。どこまでを個別意見として提示するか本委員会で検討が必要であろう。

五十嵐寛委員

議論の中だからこそ理解できる意見というものもあるだろう。前後の脈絡なしに単独で意見だけが提示された場合、誤解を招く恐れがある。精査が必要である。

藤田委員

委員の立場において修正案として文章で提示したものは、少なくとも全て掲載すべきではないか。

五十嵐（由）委員

市のパブリックコメント実施の際の例に依るのが適当ではないか。また、分量も膨大であることから、詳細は議事概要参照とするなど案内を行えば良いのではないか。

寺田政策推進員

まず、パブリックコメントとは別に、今回のようにその前段として市民意見聴取を行う例は少ないと認識している。その際も個別意見までを提示している例は少ないのではない

だろうか。

五十嵐（由）委員

個別意見を整理して市民の方にお示しできれば良いと思うが、事務局においても個別意見の取り扱いについて整理できていないようであるし、意見聴取の日程も実際に迫っている。素案には記載されない個別意見等については、市民に分かりやすく議事概要などを案内するなど配慮することが必要であろう。

西政策推進室長

事務局としてはどの方法が良いと結論付けることはできないが、この度の市民意見聴取は、色々な議論を重ね本委員会として合意した素案（中間とりまとめ案）をお示しし、市民の皆様よりご意見をいただくものである。本委員会において、市民意見聴取にあたり最適な方法をご検討いただきたい。

武内委員

五十嵐（由）委員に賛同する。本委員会におけるこれまでの検討経過を示すことは有用であろう。しかしながら、意見を提出する際は、挙手による口頭での発言も当然にあり、文章で提示した意見だけを個別意見として扱うことは不相当であると思う。

どの意見が採用されてどの意見が不採用であったかということに関わらず、検討経過、議論の流れ自体を知っていただくのであれば議事概要を案内することが適当と考える。

中原委員

本委員会としてとりまとめた案についてご意見をいただくのであるから、今回の段階では個別意見は不要であろう。

海藤委員

最終答申の際は経過である個別意見も含めて示すことを予定しているのであるから、分かりやすく市民意見を求めるこの場では不要として良いのではないか。

松下委員

会議はそもそも多種多様な意見を集約するためのものであり、この度の意見聴取に際しては本委員会として取舍選択の結果をお示しすることで良いと考える。

原会長

それでは、今回においては、個別意見は掲載しないこととし、添付資料により市民意見を求めることとする。

藤田委員

最終答申時には個別意見を資料として記載することを要望する。

3 その他

本委員会として、より広く市民の皆さんのご意見をお聴きし素案の策定に反映させるため、中間報告書を広く公表し、2月23日から3月12日まで市民意見の聴取を行うことといたしました。

事務局より、議会の責務等に関する本委員会としての提出意見を議長あてに提出したことを報告いたしました。

次回会議は、3月16日（金）午後1時半より開催することを予定しております。

以上

4 會議資料

資料 (仮称)新潟市自治基本条例素案中間報告書(案)